

(公印省略)

薬務第1435号
保総第3065号
令和6年3月1日

各薬局開設者 }
各店舗販売業者 } 殿

大分県福祉保健部薬務室長
大分市保健所長

令和5年度登録販売者の外部研修受講状況の報告について（通知）

薬務行政の推進については、平素からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、薬局開設者及び店舗販売業者は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）」及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）」に基づき、一般用医薬品の販売又は授与の業務に係わる適正な管理を確保するため、その業務に従事する登録販売者に、厚生労働大臣に届出を行った研修実施機関による外部研修を毎年度受講させる必要があります。

つきましては、下記のとおり令和5年度の受講状況を管轄する保健所（保健部）へ報告してください。

記

1 報告期限

令和6年5月31日（金）まで

2 報告方法及び部数

別添の**薬局、医薬品販売業等における登録販売者の外部研修受講状況報告書（様式1）**に必要事項を記入のうえ、**1部**を「3 報告先」の該当する保健所（部）へ**持参、郵送又はFAXにて報告**すること。

※報告様式の電子ファイルは大分県福祉保健部薬務室ホームページに掲載しています
ページ名「登録販売者の外部研修について」

3 報告先 ※所在地等は裏面を参照

大分市外：薬局又は店舗を管轄する保健所（保健部）

大分市内：大分市保健所保健総務課医務薬事担当班

4 報告対象者

薬局又は店舗販売業において、**一般用医薬品の販売の実務に従事する登録販売者として保健所（保健部）に届け出た者。**（但し、**令和5年度販売従事登録者は除く。**）

※注意事項

一般用医薬品の販売の実務に従事している登録販売者を雇用している場合は、薬局等毎に保健所（保健部）への届出が必要ですので、未届の登録販売者がいる場合は変更届を提出してください。

裏面につづく

大分県内保健所（保健部）一覧

保健所（保健部） 名称	所在地 電話番号 FAX番号	管轄区域 (受付対象)
東部保健所	別府市大字鶴見字下田井14-1 電話：0977-67-2511 FAX：0977-67-2512	別府市 杵築市 日出町
東部保健所国東保健部	国東市国東町安国寺786-1 電話：0978-72-1127 FAX：0978-72-3073	国東市 姫島村
中部保健所	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34 電話：0972-62-9171 FAX：0972-62-9173	臼杵市 津久見市
中部保健所由布保健部	由布市庄内町柿原337-2 電話：097-582-0660 FAX：097-582-0691	由布市
南部保健所	佐伯市向島1-4-1 電話：0972-22-0562 FAX：0972-25-0206	佐伯市
豊肥保健所	豊後大野市三重町市場934-2 電話：0974-22-0162 FAX：0974-22-7580	豊後大野市 竹田市
西部保健所	日田市田島2-2-5 電話：0973-23-3133 FAX：0973-23-3136	日田市 九重町 玖珠町
北部保健所	中津市中央町1-10-42 電話：0979-22-2210 FAX：0979-22-2211	中津市 宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	豊後高田市是永町39 電話：0978-22-3165 FAX：0978-22-2684	豊後高田市
大分市保健所	大分市荷揚町6番1号 電話：097-536-2554 FAX：097-532-3105	大分市

(担当)

【大分市内】 大分市保健所保健総務課医務薬事担当班：萩（電話：097-536-2554）

【大分市外】 大分県福祉保健部薬務室：長岡（電話：097-506-2650）